

令和4年1月24日(月) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	青木 淳子
副委員長	稗田美菜子	.....	
委員	古濱 薫	議長	青木 健
”	藤江 竜三	副議長	藤田 貴裕
”	柏木 洋志		

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○協議事項

◎議長挨拶

- 議題1. 国立市議会会議規則の一部改正について
2. 議会基本条例の点検について

午前10時1分開議

○【高柳貴美代委員長】 皆様、おはようございます。本日も寒い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開きます。



◎議長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 初めに、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【青木健議長】 おはようございます。着席のまま失礼させていただきます。

皆様方におかれましては、お忙しい中、御参集を頂き、誠にありがとうございます。年が明けましてからのオミクロン株のあまりにも急激な感染拡大によって、今、いつどこで感染するか分からないという状況でございますが、お互いさま、気を引き締めて感染予防に努めてまいりたいと思います。どうぞ本日もよろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 議長、ありがとうございました。

それでは、協議事項に沿って議事を進めてまいりたいと思います。



議題1. 国立市議会会議規則の一部改正について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、国立市議会会議規則の一部改正についてに入ります。

これまで、1、産前・産後の期間を定めるかどうか。2、本人の出産とその配偶者の出産補助について、現状どおりにするか、標準市議会会議規則のようにするか。3、欠席事由に公務は必要か。4、国立市のパートナーシップ制度を踏まえた配偶者の文言の整理について。5、事故の文言の整理について。以上、5つの論点に沿って協議を進めてまいりました。そのうち、3番の欠席事由に公務は必要かと5番の事故の文言整理については、公務については、欠席の事由として規定することを確認し、事故の文言整理を行い、事由とすることが既に確認されております。

本日、お配りしております折衷案を事務局と御相談しながらつくるに当たり、委員長として、私は皆様からの御意見を尊重し、母体の保護、子供の命を大切に守るという立場から、安心して休める、休みやすい環境をつくることを念頭に置き、また、ある意味、私たち女性議員の体を守るためにも、しっかり市民の方々へ御説明できるようにするためにも期間を明記し、さらにあらゆる出産前、そして出産後にも対応できる形にすることを目指しております。

また、配偶者の文言整理については、議会で全会一致で成立している国立市パートナーシップ制度に基づいた形で、あらゆるカップルの方々に配慮できる内容を目指しました。これまで皆様から頂いた御意見を尊重することはもちろんですが、あくまでもこれは規則であり例規でございますので、皆様から頂きました御意見の中の個別具体的な事例を抽象化して明文化したものが例規であると捉えてつくっております。この一部改正案をつくるに当たりましては、事務局長をはじめ、次長、次長補佐をはじめとする事務局の職員の皆様には大変御努力いただきましたことを、この場を借りて感謝申し上げます。

それでは、議会事務局長より説明をお願いしたいと思います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御説明を致します。議会運営委員会資料No.2、新旧対照表のうち、新の列を御覧いただきたいと存じます。第2条、欠席等の届出でございます。第1項は、公務等による欠席、遅参の届出に関する規定でございます。議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶

者またはパートナーシップの関係にある者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席等をするときはその理由をつけ、議長に届け出なければならない旨を規定しているところでございます。

欠席事由につきましては、これまで御協議いただきました公務を加え、配偶者には事実婚にある者を含めてございます。その規定につきましては、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者との規定に改めてございます。

パートナーシップの関係では、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第2条第10号のパートナーシップの定義を用い、パートナーシップの届出を行っていない方を包含する規定としているところでございます。これまでその他の事故としていた部分は、既に御確認いただいているところでございますが、その他のやむを得ない事由と変更しているところでございます。

次に、第2項でございます。議員本人の出産に伴う欠席の規定でございます。欠席の期間について、産前8週間、多胎妊娠の場合は14週間前、産後8週間としているところでございます。

第3項は、第2項の届出期間の前後において本会議に出席できない事態が生じた場合を想定し、欠席期間の延長を規定するものでございます。具体的には、出産における母性並びに当該出産で生まれた乳児の健康の保持及び増進を図るほか、事情がある場合、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができるとの規定とし、様々な事情により届出を可能としているところでございます。説明は以上でございます。御協議のほどよろしくお願ひいたします。

○【高柳貴美代委員長】 説明が終わりました。このことについて質疑、意見等を承ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 まずは、事務局にはつくっていただき、ありがとうございました。こちらに対する意見ですけれども、事前に提示いただいている項目というか、新旧対照表に係るところをまとめて言ってしまうと、まずは、我が会派は、前から述べていますとおり、期間については不要じゃないかというところは根本にございますが、第3項のところ、その前、また後、届出期間のところ、延長であるとか、届出期間前に対する拡大であるとかいうところができるということは1つ前進なのかなというようなことで思っております。我が会派としましては、この内容について、改めて確認を取らせていただきたいと思ひます。一旦、可能であれば持ち帰りにさせていただければと思ひますので、そのようにお願ひいたします。

あと、パートナーシップの関係につきましても、第1項のところ、前にも伝えさせていただきましたが、配偶者または事実婚であるとか、パートナーシップの関係というところでパートナーシップ制度を利用している方や利用していない方、両方を対象とするというようなことができたのはよかったのかなと思ひているところでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 まとめていただいて、本当にありがとうございました。前回の未定稿の段階で交渉団体のほうへ持ち帰って、出てきた意見をまず伝えさせていただきたいと思ひます。まず、第2条第1項の公務についてですが、公務については運用の中で、運用についてはこれから議論していくということですが、運用の中で公務の内容は明記すべきと、記すべき、残すべきという意見がありました。会議規則の中で公務とシンプルにするのであれば、これに付随する書類の中でどのような公務なのかと、公の務めであるからこそ残すべきだというような御意見がありましたので、運用の中でそこについてはしっかりと議論をしてください。残る形でなければ、ここに公務ではなくて、もっと細かくしなければいけないというような意見がありましたので、運用のほうできっちり議論してくださいというような御意見がありました。

それから、その公務についてですけれども、議会基本条例をつくったときの財政部会のほうで、公務の枠というか、1年間どれぐらい働いているのかというのを3人から5人ぐらいの議員で出したことがあります。その中には政党に属している議員のいわゆる党務のようなものもあれば、そうではなくて公務と呼ばれる、例えばいわゆる純粹に会議に出ることだけではなくて、会議に出るための準備だったり、調査期間や時間も公務ではないかというような議論が過去にありましたので、そういうものを公務については参考にするとよいのではないかというような意見もありました。これから運用の中で議論するに当たっては、そのようなものがないのではないかというような意見もありました。

それから、今、新しく出していただいた議会運営委員会資料No.2には削除されておりますが、当初の段階でありました特段の事情というものの削除については、交渉団体の中でないほうがよいというような意見がありました。ただ、ここには今、削除された状態で出ておりますので、より休みやすい形でまとめていただいたことに本当に感謝いたします。

それから、今回のこの規則改正には直接関係がないかもしれないんですけれども、意見として、配偶者が必ずしも出産補助に当たるとは限らないことも想定されるのではないかというような意見がありました。それは親子関係であるとか、あるいは友人関係だったりする場合もあるかもしれない。例えば、DVなどで逃げてきた先が実家である場合もあれば、友人の家の場合もある。そのときに妊娠している場合もある。そういったときにどこまで対応していけるのかというのを、一般企業ではなかなかできないかもしれないけど、国立市議会の中ではこういう対応ができるというようなことを今後議論していくことが必要ではないかというような意見もありました。

意見としてはそれまでなんですけれども、あと質疑で1つ伺いたいんです。第3項のところにある第2行目、事情によりの後、「前項の届出期間前または届出期間経過後も出席できないとき」というのは、これは産前8週、産後8週の期間を超えて出せるという解釈でよいのかということ、届けが出た後じゃないとこれを出せないのかというのがちょっと分からなかったんですが、前項の届出期間前というのは、産前8週、産後8週のことを指しているのか。期間だから、そうなんだと思うんですけど、届出よりも前に第3項で出してはいけないのかというのがちょっと分からなかったんですけど。

○【内藤議会事務局長】 この第3項の前項の届出期間前または届出期間経過後というのは、おっしゃったとおり、第2項の産前8週、産後8週間の期間、それ以上といいますか、より広くお出しができるという状況でございます。届出の仕方につきましては、議運でも様々議論されていると思いますけれども、非常にいろいろなケースが想定されるために、この第3項というものを国立市議会は作成されたと思っておりますので、届出があるなしということではなくて、そういったものが状況に応じて確認といいますか、状況に応じて届出ができると考えています。以上です。

○【稗田美菜子委員】 そうしますと、確認のため伺いたいんですが、妊娠中に例えば切迫早産だったりとか、ここには胎児という表現はないんですけれども、胎児の危険があるとか、母体の危険があるとかといったときに、8週間よりも前に長期的に休みが必要だった場合は、この規定を使って当然お休みすることができて、産後についても、産後、子供が急変したとかという事情があった場合に、この規定の8週、8週を超えても出すことが確実にできるというようなことで、妊娠中も産後も両方カバーできる第3項というような理解でよろしいということですよ。

○【内藤議会事務局長】 今、稗田委員さんおっしゃったとおりと考えているところでございます。

○【高柳貴美代委員長】 この文章のところに関しては、切迫早産の場合で流産しそうになって入

院というような場合も考えられるということを鑑みまして、このような形に変えさせていただきました。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。新しく出た、すばらしい形になっておりますので、この言葉については交渉団体に持ち帰ってきちんと伝えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○【青木淳子委員】 新しくいろいろと各交渉団体の意見を基に折衷案を考えていただきまして、ありがとうございます。公明党と致しましては、まず、公務に関しては、国立市議会の公務が公務であるので、ここに公務を入れることを様々検討したんですけれども、実際に起こり得ることもありますので、ここに公務を入れることに関してはよしとすることに致しました。運用で対応すれば十分というようなお話もございました。欠席届を出すときには、いろいろと事務局とも相談しながら記載をしていくので、それで問題ないかと思うんですが、標準市議会会議規則の改正後の運用等ということで、欠席事由等についてというところに記載があるんですけれども、公務については、議会の開会中、会議を欠席しても議員派遣や委員派遣、広域連合や一部事務組合の議会への出席、議会代表としての正副議長による会議等への出席などが必要とされる事態を想定しているとあり、これが含まれるということが明確になっていますので、これでよいかと思いますし、もし運用でそのようなことも含まれるということを書いてもいいのかなというふうに考えます。

国立市議会の会議規則の逐条解説集にも事故とはということで、「公務出張、病気、旅行、家事都合その他何らかの事由により、議会に出席できない状態をいう」というふうに書いてありますので、公務に関してもここに付け加えてもいいのかなという、まずは会議規則として公務と入れた上で、運用としてどうするかということ、またさらに話し合ってもいいのかなというふうに思っております。やはり公務以外の公務というふうに公明党としては考えておりましたので、ただ、公務という、会議規則上では公務でいいんですが、運用上、もう一步考えてもいいかなというふうに意見として述べさせていただきます。

それから、配偶者に関してパートナーシップの関係ということで、条例を基にこのように書いていただいたことは、国立市議会としてパートナーシップ条例に全会一致で賛成したということもあり、パートナーシップ制度を利用されない方も包含されるので、このような書き方が、会議規則がいいのではないかと考えます。

それから第2項の期間ですけれども、この期間を設定することは望ましいと思います。医学的な知見を踏まえて母体の保護の観点から期間を定めることで、きちんと休みをまずは取ることができるということ、さらに市民への説明責任として、この期間は母体の保護のために欠席をするんだということもきちんと市民への説明責任として果たすことができるので、こういった期間を定めることはいいのではないかと思います。

また、期間は、標準市議会会議規則では産前6週、産後8週となっていますけれども、職員の期間が8週、8週ということになっていますので、国立市議会としてはそれに合わせる事が妥当であると考えますので、これでよろしいかと思います。

それから、第3項を加えたことで、期間だけに収まらない様々な事情がございます。先ほど委員長の方から言われたように早産であるとか、また帝王切開をした場合などは8週では収まらない、母体に関してもまだまだ元に戻らないような状況が続くこともありますので、産後も含めた期間、欠席を申請すれば、届け出ることで欠席が可能となるということを加えたことが非常に望ましいことであ

ると考えます。

また、当初、特段の事情ということになっていました。公明党としては、この特段の事情というのが、やはり文言としては、本来、いろいろな考え方があるので、そこは非常に微妙なところなんですけれども、特段ということは、まずは第一義、こういう事情があつて欠席届を出してもよいと。それ以外の事情を特段とすることで事情を絞っている。ただの事情というよりもハードルを高くするという1つの目的があると考えます。ですので、欠席届を出すときに悪用されてしまいかねないことが考えられるんですが、これはあくまでも母性並びに当該出産で生まれた乳児の健康の保持ということが目的とされていますので、悪用されることはないだろうということで特段を外しても、事情によりということでもいいのかと考えます。公明党会派として、若干説明をしないといけないかなと考えています。以上です。

○【藤江竜三委員】 前提として、私は、ある程度のところは議員の良識の範囲で行動していくという前提に立って規則などはつくっていくべきだと考えております。そういった中で、条文などできるだけシンプルにする中でいったほうがいいのかと思うところもあるんですけれども、今回、いろいろな形で細かく決定して、市民の方にも説明できるし、私たち自身がしっかり欠席を取ることができるという形をつくっていったのかなと考えております。

そして、今回、公務という形ですけれども、公務を入れるということで、全員で一致できたということは大変よいというように考えております。そして、具体的な内容なんですけれども、様々今御意見が出ているかと思えます。公務、具体的に内容を残すべきであったり、公務の枠については、議会改革特別委員会で議論した範疇であるとか、また、事務局に例示していただいた範疇であるとか、その辺り微妙におのおの少しずつ定義づけが違うのかなと思えますので、私としては、議員の良識の範囲内で公務というものを決めて、その中で休む場合は公務としてという形で記録として残せば、それでいいのだろうかというように考えております。

あまり人それぞれ違うものを具体的に定義づけして、それは違うんだ、それは大丈夫だというふうに横の人がやいのやいの言って決める問題ではないので、その辺は柔軟に対応していったほうがよいのではないかと考えております。そういうふうにしないと病気であったときも、この病気ならいいんだ、この病気は別に大丈夫だろうというふうに本人以外のところからやいのやいの言うことになってしまいますし、また、介護であったり、看護であったり、そういうふうなものに対しても波及してってしまうという懸念がありますので、やはり本人の意思を尊重していくところが大事な面もあるのではないかと考えております。

また、第2項の出産についての規定は、週数を明記することで、私はかえって取りやすくなるのではないかと考えておりましたので、こういった形でまとめていただき、大変ありがたく考えております。

また、第3項については、稗田委員が具体的な事例を出していただき、こうして形になったということでよかったというように考えております。そういった中で、全体的にそろそろまとめる時期だというふうに考えておりますので、皆さんのほうからも今回の意見の中では大きな異論はなかったのかなというように感じましたので、この案をまとめるという形で私どもは交渉団体に持って帰ってもいいのかなというように考えております。皆さんにおいても大きな異論があるなら、今回、今のところなかったかなというふうに思いますけれども、この形で持って帰って検討したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○【古濱薫委員】 私たちの交渉団体からは、今、稗田委員のほうから御意見があったとお話がありましたので、補足を致します。公務については、言うてくださったように、届出の運用のほうでなるべく何の組合だとか、こういう議長の会議があるだとか示したほうがいいだろうというのが意見でした。なぜならば、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産等の内容、事情とは明らかに違うことである。公務というのは公の務めであるから、もちろんそういう公務があって、例えばですけど、こちらの市議会の臨時会が重なるとか、そういうのが具体的な例なのかと思いますけれども、そのときにどうする、どうするという判断は、やはり御本人の意思もあるでしょうが、事務局であったり、周りの議員であったり、本人のみの判断に係るものではないかなというのが公務だから、公のものだからというのが、以下の疾病とはやはり性質が違うというのが私たちの意見でした。

それから、配偶者ですとか、第3項については、細かな全員の意見を折衷して下さって丁寧なつくりで感謝を致します。ありがとうございます。

第3項の特段の事情によりという、特段のを取ってくださったことについては、私たちの会派の意見を、そのとおりのので持ち帰りたいと思います。

質疑して下さった届出期間前、また後ということについては、例えば最終本会議を終えて、そこから8週前に入るから、ここまでは出席しようと考えていたが、切迫流産などのおそれがあり、入院する必要が出た。そのときに8週より前だけれども、前倒しにして休むことができるというような想定かなと思います。第3項、その後についても、生まれた乳児の様子によっては、まだまだ欠席をしなければならぬことが起きるかもしれないと時々具体例を出して下さっていたとおりの、より幅広くカバーする形になったのかなと思います、私はここは評価をしたいです。

ただし、そうやって手厚く包含していこうという気持ちが、第2項の期間を定めるという意味をちょっと薄れさせているのかなとは感じます。期間を定める意味は、第3項で大きく含むのであるのだから、8・8という数字はそこに必要なのかなという印象を持ちました。ただし、今の社会情勢とか、受け止め方で期間があるほうが、まず、この8・8は取れるんだというほうが安心感はあるという意見は理解ができます。しかしながら、その期間の根拠であるとか、医学的見地もそうなんです、国立市の職員の方の規則、これは労使関係のある労働者の方の、厳密に言うと、公務員なので労働基準法ではないのですが、いわゆる労働基準法に倣うことにはちょっと違和感はまだ残ります。

それから確認ですが、配偶者、出産と出産補助のところですが、上の配偶者で、法律婚はもちろん、異性の事実婚の方もカバーし、パートナーシップの関係というところで同性カップルの方も含んでいますよという国立市らしい表現だと思います。しかしながら、第2項の出産というところでは、恐らくこれは本人の出産であり、これから広く家族の形が様々、DVで逃げてきた人のお母さんであったりとか、稗田委員からも友人であったりとか、虹の中で意見が出ましたとありましたが、例えば代理母出産を予定しているゲイのカップルですとか、特別養子縁組を予定している法律婚の異性カップルが出産してくれる方の横で出産を待っているわけですね。そういう方々は含まれるのかどうか、想定されているのかどうか、ちょっと私は、そこはこれからの議論が必要なのかなと感じておりますので、今の形で精いっぱいまとめられた文章だと受け止めて、交渉団体に持ち帰りたいと思います。

○【高柳貴美代委員長】 皆様から意見を頂戴いたしました。おおむね皆様、一部改正案の内容でお持ち帰りいただき、会派または交渉団体でもう一度御説明を頂けるというふうに、この内容でお持ち帰りいただけるということを確認させていただきたいんですが、それでよろしいでしょうか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。今回、本当に丁寧にこちらのほう話し合いを、協議を進めてまいりました。女性の委員の方が多いということもございますが、やはり出産という形は一つとして同じはないと言ってもいいぐらいにいろいろな例があるということで、個別の事例を皆さんで考えていくことができたということは、非常に私は大きな収穫であったと思っております。そのようなあらゆる形に対しても対応できる、また、青木委員や藤江委員のほうから、母体の安全という意味からも期間を入れるということが必要だというような御意見も交えた形でこのような規則の一部改正案というふうになっております。

それでは、今確認が取れましたので、この形で皆様お持ち帰りいただいて、そして御説明を頂き、もう大分丁寧に話し合っておりますので、次回にはまとめていければと思っております。その辺のところをよろしく願いいたします。

あと1点、第2条第1項の公務のところ、ここに公務というのは入っても構わないということで御理解いただいておりますが、この運用ということで皆様から御意見が出ております。今、一周回ったところで、運用についての御意見が全員から出ておりますけれども、こちらの運用について、さらに御意見がございましたら承りたいと思っておりますが、今、皆さんの意見を聞いていかがですか。柏木委員。  
○【柏木洋志委員】 公務のところにつきましては、他の交渉団体の皆さん、内容は若干違うところもありますけれども、私たち共産党会派のほうについても、条例のところは公務を入れるというところでもいいのかなと思います。もう一方、運用のところという話がありました。そこについては、私たちの会派としましては、やはり運用のところについては内容が分かったほうがいいのではないかなという話がございます。以上です。

○【青木健議長】 委員長、すみません、ちょっと質疑よろしいですか。ここで話し合われている公務というのは、国立市議会における、例えば定例会や臨時会等についての欠席をしなければならない事由ということですよ。ということは、先ほど稗田委員のほうから発言がありました、公務を設定する、議会基本条例をつくるに当たって公務という範囲をあのときに出したのがあったんですが、あれは議員がどれぐらい議員という仕事で拘束をされているかということの時間を出しましょうと、それによって時間単価がどうなっているかということを出しましょうということですから、本会議とかそういうのを欠席する事由とはちょっと違うんじゃないかと思っております。ですので、その辺、委員長のほうで整理して進めていただいたほうがよろしいのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○【高柳貴美代委員長】 分かりました。今、議長のほうから公務ということに関して、基本条例の策定の際の公務を考える際と、会議規則の中に公務というのを入れていくということに関しては別の問題があるというふうに御意見を頂いております。委員長としても同じように考えておりますが、皆さんいかがですか。青木委員。

○【青木淳子委員】 やはりこれは国立市議会の会議規則として欠席届を出す場合の公務として捉えるということですので、今、議長、委員長が言われた内容で、公務として考えていいのではないかなと思います。ですから、それ以外の、例えば自分で何か勉強するとか、党の何かの会議に出席するというものは、この会議規則の中での公務の欠席届ということに加えないかという考えではないということ……、すみません。

○【青木健議長】 あときは、稗田委員、そこに参画されていたので一番よく分かれていると思うんですけど……

○【高柳貴美代委員長】 それでは、ここで暫時休憩と致します。





○【高柳貴美代委員長】 それでは、休憩を閉じて協議を再開いたします。

暫時休憩中に皆様より闊達な御意見、また、協議を行わせていただきました。今のお話の中で公務のことについて運用面でいかにしていくかというようなお話になりました。その中で公務ということについて運用面でどう決めていくかということですが、あくまでもこれは欠席の届出ですので、届けを出される議員の方々が責任を持って届けを出されて、そして公務に関しては理由をそこに記入していただき、御自身の責任において届けを出すということ。また、それに関しましては、あくまでも御本人の届出なので、議長や副議長の責任ということではなく、そのような認識を持って次回の議運でそのような確認をさせていただければと考えておりますので、そのような形で交渉団体・会派にお持ち帰りいただきまして、さらに協議を進めていただきたいと思います。

まとめますと、今の1点と、もう一点は、先ほどお話しいたしました、今日お示した議会運営委員会資料No.2、こちらの形でお持ち帰りいただいて御説明いただき、次回の議運のときには確認が取れるようによろしく願いいたしますということで、こちらのほうを締めさせていただきます。



## 議題2. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 それでは、議題2、議会基本条例の点検についてに入りたいと思います。

前回は、議会運営委員会資料No.1を配付いたしまして、意見の概要について確認いたしました。それを踏まえまして、議会基本条例の点検について御意見があれば承りたいと思います。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 会派へ持ち帰りました。話をさせていただいたところでは、方法については様々御意見があるかとは思いますが、まずはタイムスケジュールを決めて、その上で方法を決めていくべきではないかというところになります。

また、もう一点、研修の話があったかと思えます。その研修については、やはりやっていくべきではないかというふうなところです。以上でございます。

○【青木淳子委員】 公明党は、まずはタイムスケジュールをきちんと考えていく必要があるのではないかと考えます。早ければ9月議会、遅くても12月議会には出せるスケジュールを組む必要があるのではないかと考えます。とはいうものの、12月議会と遅くしてしまうと、時間があまりないので、そこで延び延びになってしまつて12月議会も厳しいとなると、私たちは来年の春、選挙がございますので、できれば9月議会をめどにスケジュールを組むのがいいのではないかと考えます。そう考えますと、日にち的には本当に短い期間になりますので、そのことも考えると、内容としても、議長から議運に出された点検ということが一番やり方としてはふさわしいのではないかと考えます。所沢市議会の評価形式や、また公明党として出させていただいた点検の評価形式が一番望ましいのではないかと考えます。

研修に関しても、そう考えると、研修をしてから行うというのが日程的に非常に厳しいこと、また、予算的にも無理があるのではないかと考えます。ですので、おおむねの点検が終わって、仕事として、議運として終わった後に時間的に余裕があれば、研修としてどなたかをお呼びするというよりも、みんなで勉強会のような形を設けてもいいのかな、そこも検討課題ですけれども、いいのかなというところがございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 虹の交渉団体の中では、会議規則のほうを丁寧に丁寧に話をしてきたので、

殊さら議会基本条例のほうで議論が深まってきたことは特になくて、前回と、今までと同じような状況です。基本的にはタイムスケジュールを大事にするということと、交渉団体の中には、今回議運で初めて評価をするというような形になるので、議会としてどういう振る舞いがいいのかというのを疑問に思っている方も確かにいます。分かりやすい形であれば、見える形、見える化、可視化できている形であれば、説明ができたり、分かりやすいと思いますので、そういったことを加味していただければと思います。

○【藤江竜三委員】 これまでどおり、私どもはスケジュールを立てて、先ほど青木委員がおっしゃった9月というライン、私も現実的なのところだと思います。9月ぐらいをまずは目標にして進めていくのがよいと考えております。そういった中ですと、やはり研修というのは非常に難しいかなというふうに考えています。今から予算要望をするというのは、議会だからといってねじ込むというのはよろしくないかなというふうに考えています。前もってしっかり段取りがついていて予算を組み上げて研修を受けなくてはならないというふうに思いますと、なかなかそれはできない。また、日程的にも難しいと、その両面から難しいと考えています。

○【高柳貴美代委員長】 ほかに。——いいですか。

皆様から今御意見を頂きました。まずはタイムスケジュールを立てていくということが重要であるということは、全ての皆様の御意見が一致しておりました。そして、その中で青木委員と藤江委員のほうから、9月をめどにというような、ここで日にちが出てまいりました。そして、そのような日にちを考えていきますと、なかなか時間が足りないのではないかということから、お二人の委員からは、研修は点検の前にやるのは難しいのではないかというような御意見がありました。

一方で、柏木委員のほうからは、スケジュールを決めて方向を定めるのであるけれども、研修をすることにも賛成であるということでございました。稗田委員のほうからは、まだ今のところ会議規則の一部改正のほうを話し合っていたので、こちらのほうはあまり変わりはないということでございました。しかしながら、そちらの交渉団体のほうでは議員全員が関わられるような形というものを、御意見があるということは変わっていないということでしたので、今、提案のような形で稗田委員のほうから見える化、可視化、そのような点検の方法というか、そういうことも1つの形であるのかなというふうに私としては感じております。

皆様の意見を今日聞いていただきましたので、それをさらにお持ち帰りいただきまして、次回また基本条例のことについては、今回9月というめどの数字が出てきていますので、その辺のところもお持ち帰りいただきまして協議いただいて、次回また御意見を頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、ここで次回の日程調整のために暫時休憩と致します。

午前11時23分休憩



午前11時25分再開

○【高柳貴美代委員長】 では、休憩を閉じて協議を再開いたします。

次回の日程を確認させていただきます。令和4年2月3日の10時からとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○【高柳貴美代委員長】 それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を散会と致します。長時間にわたりありがとうございました。

午前11時25分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年1月24日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代